

～このページは平成30年度における情報です～

港区(港区医師会)

【お知らせ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 平成30年7月1日～平成30年11月30日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診期間は7月1日から11月30日になります。
- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- ・受診対象者は、港区民(住民登録のある)の方に限ります。
- ・受診日には、受診券・保険証を持参してください。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。